Ⅱ　希少鳥獣の保護に関する事項

第一　希少鳥獣の保護及び管理

希少鳥獣は、国際的又は全国的に保護を図る必要がある鳥獣であるため、希少鳥獣に関する施策は、基本的には保護を図るための施策である。

希少鳥獣の保護を適切に実施するためには、科学的な知見に基づき計画的に実施する必要がある。例えば、生息環境の劣化や消失が要因である種については、生息地の環境の維持・復元が必要である。また、限られた地域に生息数の大多数が集中しており、感染症等による絶滅の危険性が高い種については、新たな生息地を整備していく必要がある。

一方、近年、希少鳥獣であっても、局地的に生息数が増加又は生息地の範囲が拡大し、農林水産業等に係る被害が深刻なことから、特定の地域において計画的な管理をすることが必要な鳥獣の存在が顕在化している。

このような希少鳥獣については、国が生息状況や被害状況を勘案し、希少鳥獣の保護又は管理のための計画を作成し、これに基づき措置を講ずるものとする。

第二　希少鳥獣保護計画及び特定希少鳥獣管理計画の作成に関する事項

1　計画の対象とする鳥獣

⑴　希少鳥獣保護計画の対象とする鳥獣

計画の対象とする鳥獣は、希少鳥獣のうち、生息地の集中や生息環境の悪化・分断等により種又は地域個体群としての絶滅のおそれが生じている鳥獣であって、生物多様性の確保等を図る観点から、計画的な保護を図る必要があると認められるものとする。

なお、計画は、原則として、種又は地域個体群を単位として作成するものとする。

⑵　特定希少鳥獣管理計画の対象とする鳥獣

計画の対象とする鳥獣は、希少鳥獣のうち、局地的に生息数が著しく増加又は生息地の範囲が拡大して、農林水産業や生態系等に深刻な被害を及ぼしている鳥獣であって、生物の多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、当該鳥獣の種又は地域個体群について、その安定的な維持を図りつつ、計画的な管理を図る必要があると認められるものとする。

なお、計画は、原則として、種又は地域個体群を単位として、対象とする鳥獣の管理に必要な地域に重点をおいて作成するものとする。

2　計画の期間

計画の期間は、生息動向等の変化に機動的に対応できるよう、原則として３～５年間程度とする。

3　計画の対象地域

計画の対象地域は、対象とする希少鳥獣の保護又は管理に必要な地域を包含するよう適切に設定するものとする。

4　保護又は管理の目標

希少鳥獣の生息数の適正な水準及び生息地の適正な範囲等を保護又は管理の目標として定めるものとし、設定に当たっては、科学的な知見及び各地の実施事例に基づき、あらかじめ当該希少鳥獣の生態（繁殖率、生存率、死亡原因等を含む。）に関する調査、生息動向、生息環境、被害状況、捕獲状況等について必要な調査を行うものとする。

目標の設定は、特定計画と同様に、適切な情報公開及びモニタリングの実施やその結果の保護事業又は管理事業への反映によるフィードバックシステムの下、科学的な不確実性の補完及び専門家や地域の幅広い関係者の合意形成を図りつつ進めるものとする。また、設定された目標については、保護事業又は管理事業の実施状況やモニタリング調査の結果を踏まえて、順応的に見直しを行うものとする。

具体的には、下記のとおり設定するものとする。

⑴　希少鳥獣保護計画における目標

生息数、生息地の範囲等の中から、必要な事項を選択して設定するものとする。また、生息地の保護及び整備についても、地域の農林業等に関する計画等との連携を通じて、適切な目標を設定するよう努めるものとする。

⑵　特定希少鳥獣管理計画における目標

生息数、生息地の範囲等の中から、必要な事項を選択して設定するものとする。また、被害防除対策についても、地域の農林業等に関する計画等との連携を通じて、適切な目標を設定するよう努めるものとする。

5　保護事業及び管理事業

⑴　希少鳥獣保護計画に基づく保護事業

計画の目標を達成するため、都道府県や市町村（種によっては関係国や国際機関）と連携し、計画的に保護事業を実施するものとする。希少鳥獣保護計画には、保護事業を実施するために必要な事項として、以下の事項を盛り込むものとする。

ア　希少鳥獣の保護のための方策に関する事項

保護の目標を踏まえて、希少鳥獣の保護を図るために必要な捕獲、新しい生息地の形成等を定めて実施するものとする。

イ　希少鳥獣の生息地の保護及び整備に関する事項

関係する地域計画等と実施段階で連携し、生息環境の維持・改善を図るものとする。

また、特に生息環境として重要な地域については、極力、鳥獣保護区又は休猟区に指定し、更に保護の強化を図るため鳥獣保護区特別保護地区の指定を検討するものとする。また、各種土地利用が行われるに当たっては、必要に応じて採餌・繁殖条件に及ぼす影響を軽減するための配慮を求めるものとする。さらに、新たな生息地の形成を行う場合においては、生息地の予定地を適切な状態にするための方法及び内容を記載するものとする。

⑵　特定希少鳥獣管理計画に基づく管理事業

計画の目標を達成するため、都道府県や市町村（種によっては関係国や国際機関）と連携し、地域個体群の生息状況、鳥獣による農林水産業等への被害を受けている市町村や地域社会等の意見等も踏まえ、計画的に管理事業を実施するものとする。特定希少鳥獣管理計画には、管理事業を実施するために必要な事項として、以下の事項を盛り込むものとする。

ア　特定希少鳥獣の管理のための方策に関する事項

管理の目標を踏まえて、特定希少鳥獣の管理を図るために必要な捕獲等について、その方法、内容等を定めて実施するものとする。

イ　被害防除対策に関する事項

被害防除対策は、被害の未然防止を図るための基本的な手段であり、また、管理の効果を十分なものとするうえで不可欠な手段であることから、これらの施策と連携を図りつつ、管理事業を実施するものとする。具体的な内容としては、防護柵や防鳥網等による予防、忌避剤や威嚇音等による追い払い、生ごみや未収穫作物の適切な管理、耕作放棄地の解消等による鳥獣の誘引防止等を、対象地域や鳥獣の特性を考慮しつつ、地域の関係機関・部局や関係者の協力を得て実施するものとする。

なお、侵入防護柵等の設置については、地域が一体となって、現地の状況に応じて、構造の改良や組合せ等により効果的な実施に努めるとともに、維持管理の徹底を図る。

6　計画の記載項目

⑴　希少鳥獣保護計画の記載項目

希少鳥獣保護計画に記載する項目は、基本的には次のとおりとする。

1　計画策定の目的及び背景
2　対象とする鳥獣の種類
3　計画期間
4　希少鳥獣の保護が行われるべき区域